

持ち帰りについて のQ&A

Q 1 端末の利用について料金がかかりますか。

A 1

学習用端末の貸与は無償貸与です。

Q 2 学習用端末はいつまで借りることができますか。

A 2

貸出期間は、今在籍している学校を卒業または転出するときまでです。卒業または転出の際に、学校への返却となります。

Q 3 端末の仕様や特徴について教えてください。

A 3

小学校の iPad は第 8 世代 W i - F i モデルです。詳細は A p p l e 社のホームページでご確認ください。

Q 4 学習用端末は毎日家庭に持ち帰り、学校に持って行くのでしょうか？

A 4

学年で持ち帰り頻度を検討し、週に数日持ち帰らせます。

Q 5 学習用端末の充電は、家庭でするのでしょうか？

A 5

学校で使用している間は、学校の充電保管庫(電源キャビネット)等で充電します。自宅に持ち帰る場合は、学校で充電した状態で持ち帰りますので、家庭で充電しなくても家庭学習での使用は可能と考えていますが、翌日学校で使用する際に充電切れになる可能性が高くなります。

Q 6 学習用端末を忘れた場合、授業は受けられないのでしょうか？

A 6

学習用端末を忘れた児童生徒には、他の教材の場合と同じように、持参することや準備することの重要性を伝えるなど、教育的な指導を行います。その上で、他の児童生徒と一緒に活動したり紙の教材で置き換えを行ったりするなど、学習に支障がないよう対応します。

Q 7 家庭で新たにインターネットを契約する必要がありますか？

A 7

すでにインターネット環境がある家庭では、学習用端末を家庭の通信環境に接続することができます（接続が無制限の場合、家庭における新たな通信料金の負担はありません）。新たな契約をする必要はありません。家庭Wi-Fiの環境がなければ、今後整備していただく必要があります。インターネット環境のない家庭やWi-Fi環境の整備が難しい家庭に対しては、市教育委員会よりモバイルルータ本体を無償で貸し出すことができます。ただし、モバイルルータを使うためのデータSIMの契約は家庭で行っていただき、通信料は家庭の負担となります。

Q 8 子どもが不適切なインターネットサイトにアクセスしたり、「SNS」を使って犯罪に巻き込まれたりしないかが心配ですが、その対策はどうなっていますか？

A 8

学習用端末には、児童生徒が安心して使えるように、不適切なサイトやSNSへのアクセスを制限するフィルタリングソフトを導入しています。また、学習に不要な機能については、機械的に使用制限をかけています。学校でも子供たちが適切な情報モラルを身につけ、責任ある行動がとれるよう指導してまいります。御家庭においても御指導・御協力よろしくお願いたします。

Q 9 持ち帰るための専用ケースを購入したり、画面破損防止のためにフィルムを貼ったりしてもいいですか。

A 9

専用ケースや保護フィルムは用意していませんが、外部からの衝撃にある程度耐えうるよう小学校のiPadにはキーボード一体型のカバーを取り付けています。しかし、衝撃等による故障の可能性も考えられますので、貸付物品であることを理解の上、破損等に対して各自での対応をお願いします。

Q10 学習用端末は外出時に持って行ってもよいですか？

A10

原則、家以外での学習用端末の利用は認めていません。

Q11 学習用端末が壊れてしまった場合は、どうすればよいですか？

A11

速やかに学校へ申し出てください。保険での対応になりますので、故障や破損と判断しても修理をしないでください。損傷した学習用端末は市教育委員会からメーカーに修理に出します。家庭から学校を通しての対応になりますので、修理が長期にわたる場合は交換機の貸付を行います。

Q12 学習用端末を壊してしまった場合の費用負担はどうなるのでしょうか？

A12

通常使用の範囲であれば、修理費用は市教育委員会が負担します。なお、故意または重大な過失による損傷の場合は、児童生徒（保護者）負担により原状復旧していただくことになる可能性があります。

Q13 紛失、盗難にあった場合にはどうすればよいですか？

A13

紛失・盗難にあった場合は、すぐに学校へ報告してください。遺失物届や盗難届を警察に提出していただき、証明書をとるなどの手続きが必要です。また、学校には「学習用端末等破損・紛失等届」を提出することになります。

Q14 学習用端末の紛失や損傷があり、保護者が原状復旧をすることになった場合、どのくらいの費用がかかるのでしょうか？

A14

最大で購入価格程度の金額を負担していただく可能性があります。

Q15 保護者による損害賠償に備えて入ることのできる保険はあるのでしょうか？

A15

学習用端末は、学校の備品を借受する受託品となります。受託品の損害賠償保証がある保険のうち、学習用端末を対象とした既存のものは限られています。市教育委員会が調べた範囲では、

県PTA連合会が団体契約している「小学生・中学生総合保障制度」が該当します。毎年、4月に学校を通して案内があります。

Q16 学習用端末は家族が使用してもよいですか？

A16

学習用端末は、児童生徒が学習活動に使用するために貸与されるものであり、私的な理由での利用はできません。

Q17 学習用端末をどのような場面で使用するのですか？

A17

家庭での活用については次の場面を考えております。

- 1、家庭学習のオンライン化
 - ・学習ドリル「eライブラリ」の活用
 - ・調べ学習や授業の課題での活用など
- 2、出席停止等における欠席時のオンライン授業等の実施
- 3、臨時休業時等の緊急時におけるオンライン授業の実施

Q18 学習用端末は、必ず持ちかえらなければなりませんか？

A18

「eライブラリ」や「Google Workspace」、「ロイロノート・スクール」などはクラウドサービスのアプリのため自宅で端末が違っていても利用が可能です。しかし、家庭用の端末でログインした場合、①家庭で使用している Google アカウントと混同してしまう。②ログインの方法などで不明な点があった場合、家庭によって使用している端末が違うために学校では対応が難しい。③端末の管理が煩瑣になってしまう。といった問題が発生してしまうため、学校で使用している端末を必ず持ち帰るようお願いします。

Q19 家庭での利用にあたって注意することは何ですか？

A19

心配される点として健康面と目的外の利用があります。健康面としては、画面から目までの距離（30cm以上）や姿勢、使用時間に留意する。学習以外での利用はしないなど学校でも指導いたしますが、家庭でも使い方については約束・確認をしていただきたいと思っております。